

台風第19号に関する川俣町災害対策本部からのお知らせ

令和元年12月16日発行 N05

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

被災状況（11月25日現在）

（1）住宅等の被災について

- ・全壊（流失）2件 ・床上浸水70件 ・床下浸水75件 ・宅地（土砂災害）430件
- ・取付道路17件 ・宅地冠水9件 ・その他169件 計772件

（2）道路・河川等の被災状況について

- ・道路300件 ・河川・水路29件 ・橋梁3件 ・公園1件 計333件

※主な町道通行止め箇所

杉坂大木田線（東福沢字杉ノ内地内） 長滝・若松線（小綱木字若松地内、葎ヶ入地内など）
大柴線（小綱木字下大柴地内） 道場・七窪線（字七窪地内）

（3）農地・農業施設等の被災状況について（産業課への通報）

- ・農地197件 ・ため池、農道、用水路等90か所 ・林道5路線70か所

り災・被災証明書の発行状況（12月9日現在）

（1）り災証明書 139件

（2）被災証明書 268件

台風第19号に伴う平成31年度（令和元年度）町税等の減免申請及び納期の延長措置について

（【問合先】 町民税務課税務係 内線1302 1303・収納室 内線1304）

台風19号による損害を受けた方は、損害の程度によって平成31年度の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、固定資産税、個人の町県民税のうち、災害発生後に納期限がくる税額等について、町税等の減免を受けられる場合があります。減免を受けるためには減免申請書の提出が必要です。

詳細については、11月12日及び11月22日発行「台風19号に関する川俣町災害対策本部からのお知らせ No.3、No.4」をご覧ください。

台風第19号による災害ごみについて（【問合先】 町民税務課生活環境係 内線1307）

○直接搬入について

令和2年1月12日（日曜日）まで「台風第19号による災害ごみ」の仮置場への自己搬入を受け付けます。

- ・受付場所 （仮置場）川俣町体育館合宿所わき
- ・受付時間 午前9時から午後4時
- ・閉場日 月曜日、火曜日及び年末年始（12月28日から令和2年1月5日まで）
- ・原則本人が持ち込みして、受付にて運転免許証等を提示してください。もしくは車に同乗してください。

※被災家屋をリフォームや修復した際に発生する廃材等のごみは産業廃棄物に該当するため、所有者が委託した事業者が責任をもって処理することとなります。（災害廃棄物としての収集や搬入はできません。）

※家電リサイクル法4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）について、被災前より使用していなかったものについては災害ごみとなりませんので、収集や搬入はできません。あくまでも使用していた家電が被災によって使えなくなった場合が対象となります。その他粗大ごみ等も同様です。

※災害ごみの収集について、直接搬入が難しい場合はご相談ください。

自宅が浸水した方の消毒終了について（【問合先】 町民税務課生活環境係 内線1307）

町が実施していた、台風第19号で家屋が床上・床下浸水したお宅の消毒は12月13日をもって終了しました。

台風第19号の被災による損壊家屋の解体処理について (【問合せ先】 町民税務課生活環境係 内線1307)

台風第19号の被災により損壊した家屋等について、生活環境の保全及び二次災害の防止を図るため、所有者からの申請等に基づき町が解体・撤去事業を行います。また、解体済みの家屋等についても、基準額内で町が解体費用を支援します。

1 対象となる家屋等

個人及び法人（中小企業者）が所有する住宅、倉庫、事業所等のうち、次の要件に該当するもの。

- (1) り災証明書により「全壊」・「大規模半壊」の判定を受けたもの
- (2) り災証明書により「半壊」の判定を受けたもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - ・修理を行うことが不可能、又は困難なくらいの損壊がある
 - ・損壊により他人の財産に被害を生じさせている
 - ・損壊による人的・物的被害が生じるおそれがある

※非住家（空き家含む）にはり災証明書を発行していないため、希望する方は改めて申請をする必要があります。

※解体できる家屋等は、町の家屋課税台帳に登録されているものに限りです。

※解体済みの家屋等について申請する場合は、令和元年11月21日(木曜日)までに解体工事業者と契約済みで、解体前・解体中・解体後の被災家屋の写真が必要となります。

2 対象者

損壊家屋等の所有者（個人及び法人）

※要綱第2条第1項第2号に定める「中小企業者」とは、次の「資本金」等又は「従業員数」いずれかの条件を満たすものとなります。

区分	資本金又は出資の総額	従業員数
製造・建設・運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他産業	3億円以下	300人以下

3 申込方法

- (1) 期間
令和元年12月27日（金）まで（土・日曜日は除く）
直接来庁いただくか、電話にて連絡をお願いします。
- (2) 時間 午前8時30分～午後5時15分

4 注意事項

- (1) 申込内容や現地調査等の結果によっては、解体工事を引き受けできない場合があります。
- (2) 家屋等の解体撤去の範囲は、上屋、基礎及び基礎と一体となった部分(犬走り等)です。（地下深く埋設された基礎杭等は対象となりません。）
- (3) 解体撤去に必要な準備（電気・ガス・水道・電話・インターネット等に係る契約の停止又は解除及び設備の取り外しや家財等の撤去、トイレの汲取り等）は、家屋等の所有者に行っていただきます。
- (4) り災証明で「全壊」「半壊」の認定を受けている場合であっても、リフォームや修復等の家屋を修復して再利用すると判断したものについては対象となりません。

また、リフォーム等によって発生する廃材等のごみは産業廃棄物に該当するため、所有者が委託した事業者が責任をもって処理することとなります。（災害廃棄物としての回収はできません。）

※台風第19号に関する各種支援制度等の詳細につきましては、「台風第19号に関する川俣町災害対策本部からのお知らせ NO1～NO4」または川俣町のホームページをご覧ください。